

○日高川町農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金交付要綱(町単)

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作物等に被害を及ぼす鳥・猿・猪・鹿・アライグマ等(以下「有害鳥獣」という。)による被害の軽減を図る者に対し、予算の範囲内へ補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則(平成17年日高川町規則第27号)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 日高川町内に住所を有する農業者及びこれらで組織するグループで、鳥獣害防止対策を講じようとする者。ただし、椎茸・わさび栽培地も対象とする。(以下「農地」という。)

(補助対象事業)

第3条 有害鳥獣による被害防止を目的とした次に掲げる事業に対し補助金を交付する。

対象事業	内容	事業内容
侵入防止柵	電気柵	有害鳥獣に電気ショックを与え農地に近づけないものただし、補助事業により設置した本体機械の買い換えについては、交付を受けた翌年度から起算して4年以上経過したもの
	その他	トタン張り、侵入防止ネット及び支柱、その他町が認めた有効な方法により農地に有害鳥獣を侵入させないもの
捕獲檻	猪・鹿用	わな免許所持者等
	アライグマ用	わな免許所有所持者等
	猿用	集団で捕獲可能な大型のもので、わな免許所持者を含む団体が管理するもの

(補助対象事業費及び補助率)

第4条 予算の範囲内において、次の補助率を上限に補助金を交付する。

補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率
侵入防止柵	10,000円以上200,000円以内(1団地あたり)	1/2以内
捕獲檻	猪・鹿用 100,000円以内(1基)	
	アライグマ用 30,000円以内(1基)	
	猿用 300,000円 以内(1基)	10/10以内

ただし、補助対象となる事業費は資材費のみとし、設置費・運搬費は除く。

(様式の種類)

第5条 この要綱の申請等については、以下に定める様式とする。

書類	様式
補助金交付申請書	様式第1号
変更、中止、廃止承認申請書	様式第2号
実績報告書	様式第3号
補助金交付請求書	様式第4号

(その他)

第6条 この事業で補助金の交付を受けた農地については、交付を受けた翌年度から起算して5年間適正な管理をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。